

## 宍粟市特別職報酬等審議会（第1回） 次第

日時 10月31日（金）午後3時30分～  
場所 市役所5階 503会議室

1. 副市長あいさつ

2. 委嘱状の交付

3. 委員の紹介

4. 会長あいさつ

5. 資料説明及び質疑応答、審議

6. 確認事項等

7. 閉会

8. 閉会

## 事前配布資料 一覧

項目	頁
宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿	1
宍粟市特別職報酬等審議会条例	2
「附屬機関等の設置及び運営に関する要綱」及び「情報公開条例」の一部抜粋	3
議会の役割、市長の役割	4~5
過去の特別職報酬等審議会の審議結果等	6~8
令和3年人事院勧告の概要、給与勧告の仕組み等	9~19
宍粟市特別職等の期末手当支給率の推移	20
令和3年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覧表	21
宍粟市及び県内類似団体等の財政指標の推移	22
令和3年度の答申、会議録（1回～3回）	23~50
令和2年度の質問、答申、会議録	51~60
平成29年度の質問、答申、会議録	61~62

令和4年度 宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	団体等
小林 晋八	宍粟市連合自治会 副会長
川本 こず江	宍粟市商工会 女性部長
福山 千鶴	宍粟市消費者協会 事務局長
進藤 恭児	ハリマ農業協同組合 理事
久崎 正博	公募委員

## 宍粟市特別職報酬等審議会条例

### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、宍粟市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

### (委員)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、宍粟市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員には、別に定めるところにより報酬を支給する。

### (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務担当課において処理する。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

### 改正附則 (略)

## 【宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 一部抜粋】

### (会議の公開等)

第6条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、当該会議が次の各号に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

- (1) 宍粟市情報公開条例（平成17年宍粟市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に規定する不開示情報を含む内容について審議等を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 前項の会議の全部又は一部を非公開とするときは、原則として、附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。
- 3 附属機関等の会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題その他必要な事項をあらかじめ公表し、会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。
- 4 附属機関等の会議については、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しないものとする。

## 【宍粟市情報公開条例 一部抜粋】

### (公文書の開示義務)

第7条 実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (5) 実施機関内部若しくは相互間又は市と国及び他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

# 議会の役割（しごと）

## **1 地方公共団体の意思の決定**

選挙で選ばれた住民を代表する者として、執行機関が提案する議案に対し、可否について判断する。

- ・議決権の行使

## **2 行政の監視および評価**

行政が住民の意思を無視し、方針決定や施策の実行をしないようチェックする。

- ・議会における一般質問、提案された議案に対する質問
- ・委員会における審査、所管事務調査

## **3 意見や要望の聴取、政策の提言**

広く地域住民から意見や要望を集め、それを市政等に反映させるため、政策を立案する。

- ・政党、会派または個人等による政治活動
- ・住民からの請願、陳情等の受付
- ・政策を立案（条例の制定や改正等）し、執行機関に提案

## **4 その他**

- ・公益に関する事件（他の機関の事務等）について、関係省庁等に意見書を提出
- ・議会報告会の開催、先進地の観察、議会広報の発行

## **宍粟市議会基本条例 拠点**

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性、透明性、信頼性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市長その他市の執行機関（以下「執行機関」という。）の市政運営を的確に監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、必要な政策を自ら立案し、執行機関に提案することにより、市民とともにまちづくりに取り組むこと。
- (4) 市民にとって分かりやすい言葉を使うなど、市民の傍聴及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 地方分権の進展に的確に対応するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行うこと。

## 市長の役割（しごと）

- 1 選挙により選ばれた市の代表として、市政運営を統括する。
- 2 条例や予算等に基づく事務について、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行する。
- 3 職員の任免及び指揮監督を行うとともに、効率的で効果的な組織運営を行う。

### 地方自治法 抜粋

（事務管理及び執行の責任）

第百三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

### 宍粟市自治基本条例 抜粋

（市長の権限）

第10条 市長は、市民の信託を受けた市の代表として、市政運営を統轄する。

- 2 市長は、市の事務を管理し、これを執行する。
- 3 市長は、その補助機関である職員を任免し、指揮監督する。

（市長の責任）

第11条 市長は、市民の信託に応え、市の代表としてこの条例を誠実に遵守し、公正な市政運営を行わなければならない。

- 2 市長は、リーダーシップを発揮した効率的で効果的な組織運営を行わなければならない。

## 過去の特別職報酬等審議会の審議結果等

※ 平成23年度 及び 平成25年度は、未開催

項目	平成17年度	平成19年度	平成21年度
諮問内容	市長 860千円 → 900千円 助役 700千円 → 730千円 教育長 650千円 → 650千円 議長 398千円 → 475千円 副議長 302千円 → 400千円 議員 280千円 → 357千円	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）
諮問の趣旨	合併協議会にて合併時の特別職の報酬等は、山崎町の例とし、合併後速やかに調整する決定事項を受け、人口規模等の類似団体等を参考に、市の財政状況等の特別事情を考慮した額を諮問	H17年度の改定から2年が経過したことを受け、現行の報酬等の額が適切かどうかを諮問	H17年度の改定後4年が経過し、県内における人口規模、標準財政規模の類似団体並びに合併市における報酬等の変動により、現行の報酬等の額が適切かどうかを諮問
答申内容	市長 940千円 助役 760千円 教育長 685千円 議長 450千円 副議長 370千円 議員 345千円	特別職 5%の引下げ 議會議員 5%の引下げ	特別職 概ね6%の引下げ 議會議員 概ね3%の引下げ
答申の趣旨	県内における人口規模、標準財政規模の類似団体との比較検討並びに合併市との比較検討を行い、合併市の平均との差を考慮した額とする。 議員報酬については、上記のほか、他の合併市における定数減の実施状況を考慮し、合併市の平均から4%の減額	特別職は職務に応じた給与水準が保持されなければならないが、厳しい財政状況を考慮し、職員の給与水準が平均4.8%引き下げられている状況から、特別職においても同様に引下げを行う必要がある。	H17年度と同様に、県内における人口規模、標準財政規模の類似団体並びに合併市の平均との差を考慮した額とする。
意見要望等	今後の経済状況や市の人口動態の変動に的確に対応する必要がある。 2年ごとに見直しをすることが望ましい。	社会経済情勢等の変化や市の財政状況を踏まえ、報酬額等の客観的な要素が生じた場合は、速やかに審議会への諮問を行うこと。 報酬等の額は、職務職責に応じた適正な額とする必要がある。	社会経済情勢等の変化や市の財政状況を踏まえ、報酬額等の客観的な要素が生じた場合は、速やかに審議会への諮問を行うこと。 報酬等の額は、職務職責に応じた適正な額とする必要がある。
審議回数	4回	3回	4回
改定状況	9月議会にて改正条例の議決（H17年10月実施）	3月議会にて改正条例は否決（未実施）	3月議会にて改正条例の議決（H22年度実施）

項目	平成27年度	平成29年度	平成30年度
諮詢内容	白紙諮詢（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮詢（現行の報酬等が適切かどうか）	白紙諮詢（現行の期末手当が適切かどうか等）
諮詢の趣旨	H21年度の改定後6年が経過し、近隣団体の状況や消費者物価等の社会情勢、市の財政状況等を勘案し、現行の報酬等の額が適切かどうか諮詢	H27年度の開催から2年が経過し、その間の各種情勢・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額が適正か否か、また期末手当について職員と同様（人事院勧告に準じる）に改定することについて諮詢	期末手当の支給割合を職員と同様（人事院勧告に準じ）に改定することの是非 及び 人事院勧告による改定が示された場合の支給率改定に関する考え方について諮詢 ※ 報酬については諮詢しない。
答申内容	特別職 据え置き 議会議員 据え置き	特別職 報酬・期末手当とも据え置き 議会議員 報酬・期末手当とも据え置き	特別職 据え置き 議会議員 据え置き
答申の趣旨	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）との比較において、均衡を逸している状態はない。 職責の重さや定数削減に努めた点は理解するが、市の財政状況等を踏まえると据え置くことが適當である。	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）との比較において、概ね当市の状況に相応した状態にある。 職責の重さや改革に取り組まれた点は理解するが、市の財政や地域経済の状況等を踏まえると据え置くことが適當である。	当市の財政状況が著しく好転したとはいえないことや、地域の経済状況などを踏まえ総合的に判断し、現行の期末手当支給割合を据え置くことが適當である。
意見要望等	将来的に持続可能な行政運営を行うため、市長等の常勤の特別職並びに議会議員各位が、それぞれの職務と職責の重要性を認識され、山積する市民の要望に応えるべく一層の効率的・効果的な行政運営に努めること。 市民の期待を損なわいようしっかりと職務を果たされ、また、若い世代が希望をもてる取組を期待する。	現行の報酬は今までの議論の結晶として定められていることを尊重し、この2年間に財政状況が大幅に改善されていないのであれば据え置くべきではないか。 議員の活動が目に見えない。難しいと思うが推し量る指標が必要ではないか。 地域で経済が循環する仕組み、それにより市の財政状況が改善されるような取組みを熱望する。	【支給率改定に関する考え方】 <ul style="list-style-type: none"><li>一般職員に準じて人事院勧告どおりの改定は行わない。</li><li>人事院勧告による期末手当支給割合の改定がなされた場合は、審議会を開催すべき。</li><li>審議会の開催予定のない年度であって、人事院勧告がなされなかった場合も、社会情勢等に大きな変化があるときは、審議会を開催すべき。</li><li>画一的に、毎年開催する必要はない。</li></ul>
審議回数	3回	3回	1回
改定状況	据え置きのため、条例改正なし。	据え置きのため、条例改正なし。	据え置きのため、条例改正なし。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
諮詢内容	白紙諮詢（現行の報酬等が適切かどうか）	白紙諮詢（現行の期末手当が適切かどうか等）	白紙諮詢（現行の給料等が適切かどうか）
諮詢の趣旨	H29年度及びH30年度（H30年度は期末手当支給割合のみの諮詢）の開催以降の各種情勢・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額・期末手当支給割合が適正か否かについて諮詢	R2人事院勧告において、期末手当支給割合を0.05月引き下げる改定が行われたことをうけ、それに準じ改定することの是非について諮詢  ※ 報酬については諮詢しない。	R1年度及びR2年度（R3年度は期末手当支給割合のみの諮詢）の開催以降の各種情勢・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額・期末手当支給割合が適正か否かについて諮詢
答申内容	特別職 報酬・期末手当とも据え置き 議會議員 報酬・期末手当とも据え置き	特別職 期末手当0.05月引下げ 議會議員 期末手当0.05月引下げ	特別職 期末手当0.15月引下げ 議會議員 期末手当0.15月引下げ
答申の趣旨	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準にある。  人勧は6年連続の引き上げがなされ、一般職はプラスになっているが、当市の財政状況や一ぢるしく改善したとまではいえず、また、地域経済の状況や市民感情（消費税引き上げ等）の面からも報酬等を引き上げるべき状況とはいえない。	当市の財政状況が好転したとはいえない現状維持といえる状況であること並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民感情及び新型コロナウイルス感染症が経済に与えた影響を踏まえた人事院勧告がなされたこと等を総合的に判断し、引き下げる。	給料等は、県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準にあることから据置きが妥当。  期末手当支給割合は、県内の類似団体の多くが人勧に準拠し引下げを予定していることなどから、人勧と同率を引き下げるのが妥当。
意見要望等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似団体との比較及び経済状況を勘案すると、本来は、報酬等の額等を引き上げるべき状況であるかと思う。</li> <li>・議員の議会活動については資料等で確認できるが、それ以外の活動については推し量る指標等がなく、判断が難しい。議会活動以外の活動状況が見えにくいため、積極的に情報を発信・提供し、議員活動の見える化に努められたい。</li> <li>・生活給でないとはいえ、副業を持たない場合は、現状の議員報酬で生活することは厳しい。</li> <li>・市民自身ももっと行政に関心を持つべきだと考える。人任せにせず、それぞれが意識を高め、それぞれの立場で行政に参画していくことが大事である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事院勧告が、一定、社会情勢や経済状況を勘案したうえでマイナス勧告をされているのであれば、それに準じないといえるだけの状況（プラスの要素）が穴粟市にあったといえるのか。</li> <li>・雇用創生協議会の問題を受け、どういった形で責任を取るのか。市長の責務や役割を越えたとき、市民から選ばれた地域の代表として、市政運営を担う立場として、責任を明確にしてほしい。</li> <li>・新型コロナの影響等で厳しい現実の中、支援金等の手続を行った際に、市の対応が悪かった等の声を聞いた。こういう状況であるからこそ、市長以下職員が一丸となって、真摯に、親身になつて、適切な対応を心がけてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりや個人での市政報告等を活用し議員それぞれの思いや施策を伝えたり、また、議員同士が議論している委員会等の中継を行うなど課題となっている「活動の見える化」につながる取組を積極的に実施されたい。加えて、「おでかけ市議会」についても、もっと利用が増えるように広報してほしい。</li> <li>・雇用創生協議会の問題について、不正に関わった者に返還させるところであつたが、その後の進捗状況等について詳しい説明がないため、市民は不安に思っている。また、時間が経てば絆つほど解決は難しくなると思う。延滞金の問題等もあることから、迅速な対応、早期解決を強く望む。</li> </ul>
審議回数	3回	1回	3回
改定状況	据え置きのため、条例改正なし。	12月議会にて改正条例の議決（R2年度実施）	12月議会にて改正条例の議決（R3年度実施）

# 令和4年 人事院勧告・報告について

令和4年8月  
人 事 院



## 給与に関する勧告・報告

3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ（月例給：+0.23%（921円）、ボーナス：+0.10月分）

### 月例給

[ 公務と民間の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素と同じくする者同士を比較 ]

- ✓ 初任給・20歳台半ばに重点を置き、若年層（30歳台半ばまで）の俸給月額を引上げ  
〔初任給 院卒・大卒 +3,000円、高卒 +4,000円〕

### ボーナス

[ 昨年8月～本年7月の直近1年間の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較 ]

- ✓ 年間 4.30 月分 → 4.40 月分 勤勉手当の支給月数を引上げ

※勧告後の平均給与（行政職俸給表（一））月額 405,970円 年間給与 6,660,000円（勧告前との差 月額：921円 年間給与：55,000円）

### その他の取組

- ✓ 博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施
- ✓ テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について具体的な枠組を検討

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

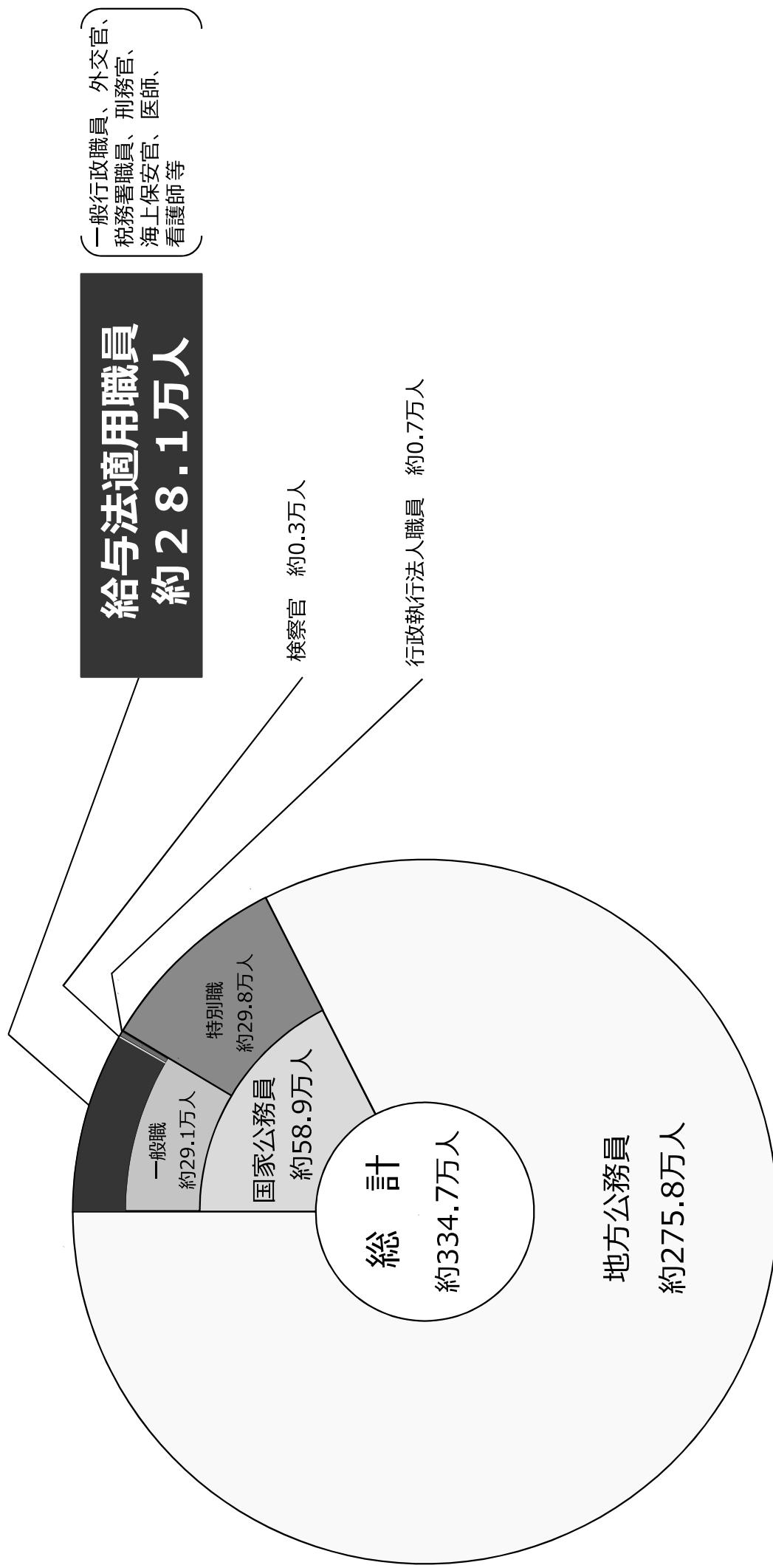
令和4年8月  
人 事 院

## 目次

・ 紹介文	1
・ 給与勧告の対象職員	1
・ 給与勧告の手順	2
・ 民間給与との比較	3
・ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	4
・ 民間給与との較差	5
・ 本年の勧告のポイント	6
・ 国家公務員モデル給与例	8
・ 給与勧告の実施状況（行政職俸給表（一））	9

# 給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約58.9万人と、地方公務員約275.8万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約28.1万人です。



(注) 1 國家公務員の数(は令和4年度末予算定員等による。  
2 地方公務員の数(は総務省「令和3年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

# 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。  
また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

## 国家公務員給与 の調査

個人別調査  
約25万人  
〔新規採用者等を除く  
全員を対象〕

## 国家公務員（行（一））

役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較  
(ラスパイレス方式)

従業員別調査  
約45万人を対象

## 法案提出

国  
会  
(給与法の改正)

内  
閣  
(勧告の取扱い決定)

## 人事院勧告・報告

## 水準の改定、俸給制度・諸手当制度の見直し

## 情勢適応の原則 (民間準拠)

各地域において有識者、  
中小企業経営者等と意見交換

各府省、職員団体等  
の要望・意見を聴取

国家公務員の特別給の支給月数と  
民間の特別給の支給割合を比較

## 4月分給与

事業所別調査  
約54,900事業所のうち、  
母集団事業所  
約11,800事業所を対象

給与改定や  
諸手当の支給状況  
ボーナス  
(昨年8月から本年7月まで)

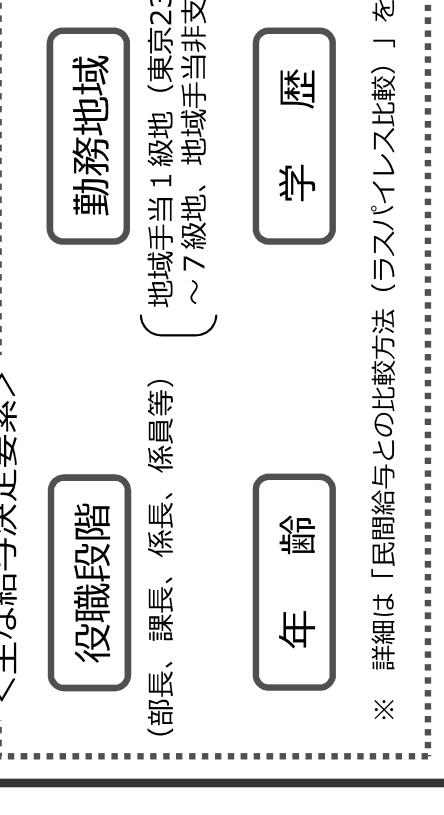
# 民間給与との比較

## 調査対象

- 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能
- 現行の調査対象であれば、精緻な調査が可能

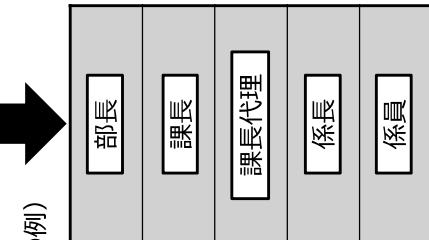
企業規模50人未満

企業規模50人以上



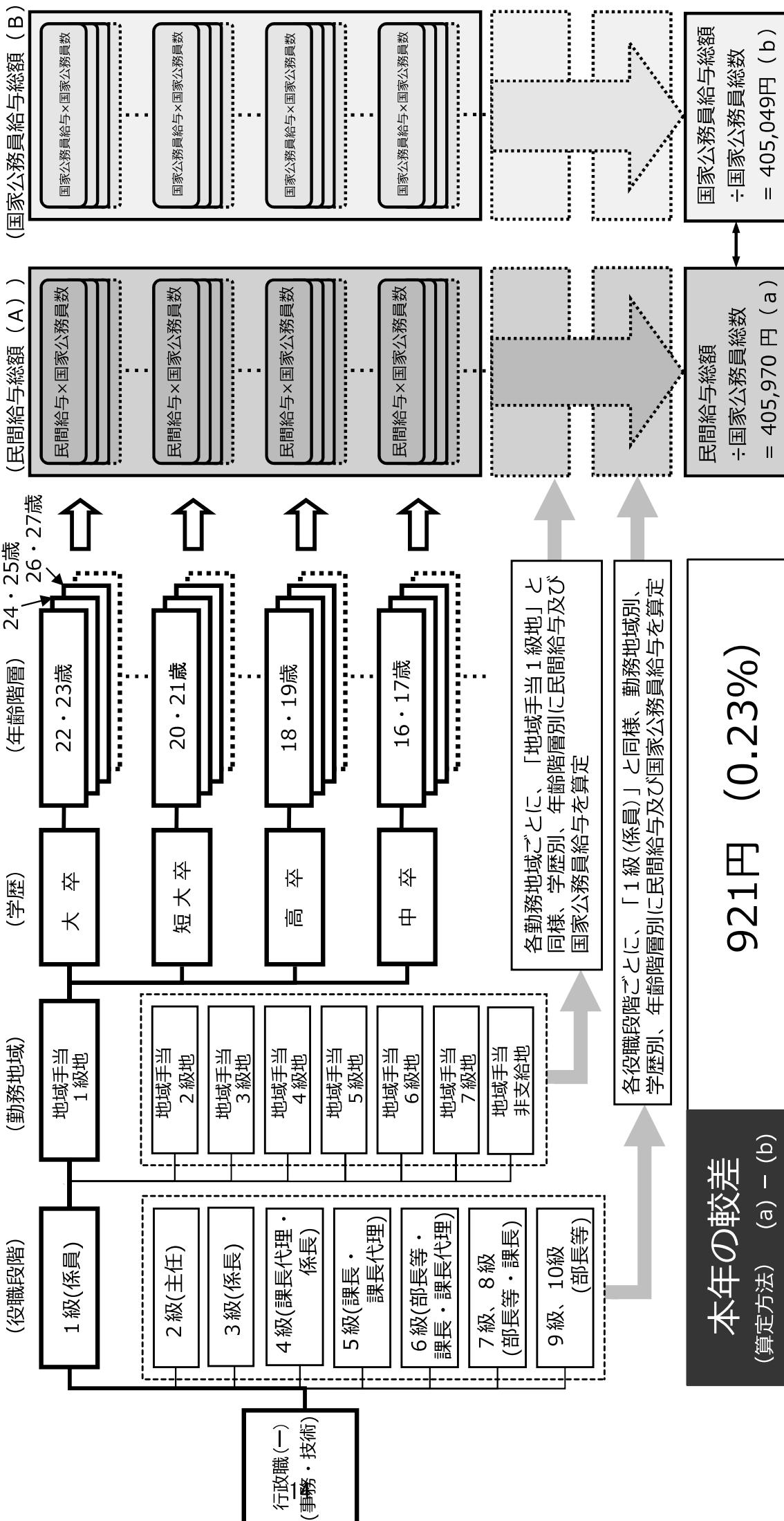
13

(役職段階の例)



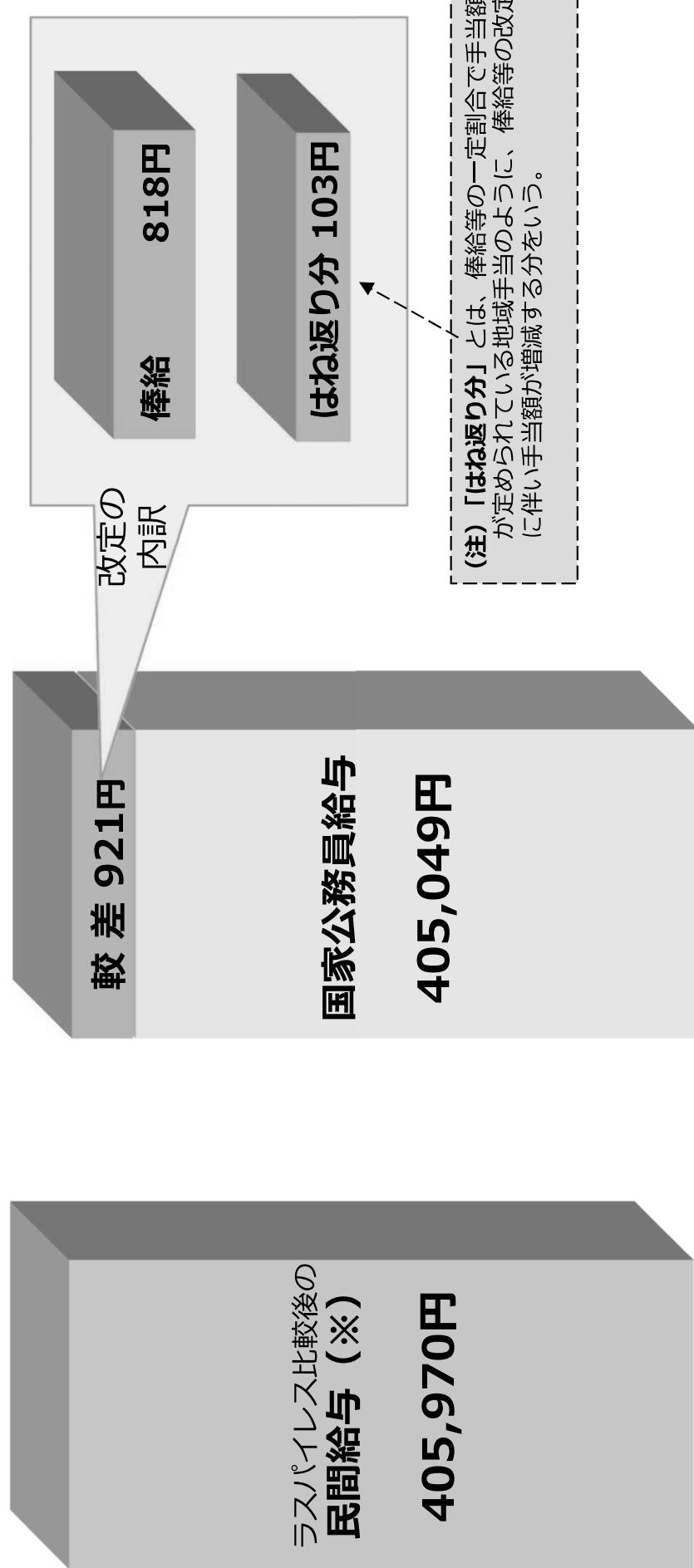
# 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与（注1）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注2）のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



# 民間給与との較差

本年の民間給与との較差921円（0.23%）を解消するため、以下のとおり俸給の改定を行うこととしました。



※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較（P4参照）により算出した民間給与額。

～国家公務員の人員構成（役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層）と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの～

# 本年の勧告のポイント①

## 3年ぶりに月例給、ボーナスとともに引上げ

(1 : 令和4年4月1日から実施、2 : 法律の公布日から実施)

- 民間給与との較差（0.23%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ボーナスを引上げ（0.10月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

### 1 債 給 表

#### （1）行政職俸給表（一）

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定（平均改定率0.3%）

#### （2）その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

### 2 期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給状況に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月に改定（現行4.30月）
- ・民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分  
その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

※ 勧告後の平均給与（行政職俸給表（一））月額 405,970円 年間給与 6,660,000円（勧告前との差 月額： 921円 年間給与： 55,000円）

# 本年の勧告のポイント②

## その他の取組

- 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

- テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

## 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、**給与制度のアップデートに向けて一体的に取組**

令和5年に骨格案、**令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭**。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

### 給与上対応すべき課題

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中の職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

### 取組事項

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

# 国家公務員モデル給与例

職務段階	年齢	勤告前			勤告後			年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	18歳 (一般職試験(高卒)初任給)	150,600	2,446,000	154,600	2,523,000	154,600	2,523,000	77,000円
	22歳 (一般職試験(大卒)初任給)	182,200	2,959,000	185,200	3,022,000	185,200	3,022,000	63,000円
	25歳	193,900	3,149,000	196,900	3,213,000	196,900	3,213,000	64,000円
	30歳	228,100	3,704,000	230,900	3,768,000	230,900	3,768,000	64,000円
	35歳	273,600	4,501,000	274,600	4,541,000	274,600	4,541,000	40,000円
	40歳	300,600	4,945,000	300,600	4,971,000	300,600	4,971,000	26,000円
	地方機関課長	50歳	413,200	6,670,000	413,200	6,702,000	413,200	6,702,000
本府省課長補佐	35歳	435,320	7,155,000	435,320	7,192,000	435,320	7,192,000	37,000円
本府省課長	50歳	749,400	12,534,000	749,400	12,601,000	749,400	12,601,000	67,000円
本府省局長	—	1,074,000	17,653,000	1,074,000	17,698,000	1,074,000	17,698,000	45,000円
事務次官	—	1,410,000	23,175,000	1,410,000	23,235,000	1,410,000	23,235,000	60,000円

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給(行政職(一)及び指定職)、地域手当、俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額(46,300円)
- 本府省課長補佐：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(39,200円)
- 本府省課長：地域手当(20%)及び俸給の特別調整額(130,300円)
- 本府省局長・事務次官：地域手当(20%)

# 給与勧告の実施状況（行政職俸給表（一））

月例給 勧告率	年間支給月数	特別給（ボーナス）	行政職（一）職員の 平均年間給与		
			対前年比増減	増減額	増減率
平成24年	-	3.95月	-	-	-
平成25年	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%
平成27年	0.36%	4.20月	0.10月	5.9万円	0.9%
平成28年	0.17%	4.30月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成29年	0.15%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成30年	0.16%	4.45月	0.05月	3.1万円	0.5%
令和元年	0.09%	4.50月	0.05月	2.7万円	0.4%
令和2年	-	4.45月	△ 0.05月	△ 2.1万円	△ 0.3%
令和3年	-	4.30月	△ 0.15月	△ 6.2万円	△ 0.9%
令和4年	0.23%	4.40月	0.10月	5.5万円	0.8%

# 宍粟市特別職等の期末手当支給率の推移 (宍粟市における期末・勤勉手当(ボーナス)の改定履歴)

人事院勧告の状況	宍粟市(一般職)				宍粟市(特別職:三役)		宍粟市(議員)			
	年間 支給月数	対前年比 増減	年間 支給月数		対前年比 増減	年間 支給月数	対前年比 増減	年間 支給月数	対前年比 増減	
			期末	勤勉						
平成16年	4.40月	—	4.40月	3.00月	1.40月	—	4.35月	—	4.35月	—
平成17年	4.45月	+0.05月	4.45月	↓	1.45月	+0.05月	4.40月	+0.05月	4.35月	(※1) —
平成18年	↓	—	↓	↓	↓	—	↓	—	↓	—
平成19年	4.50月	+0.05月	↓	↓	↓	(※2) —	↓	(※3) —	↓	(※3) —
平成20年	↓	—	4.50月	↓	1.50月	+0.05月	↓	—	↓	—
平成21年	4.15月	▲0.35月	4.15月	2.75月	1.40月	▲0.35月	4.05月	▲0.35月	4.00月	▲0.35月
平成22年	3.95月	▲0.20月	3.95月	2.60月	1.35月	▲0.20月	3.85月	▲0.20月	3.80月	▲0.20月
平成23年	↓	—	↓	↓	↓	—	↓	—	↓	—
平成24年	↓	—	↓	↓	↓	—	↓	—	↓	—
平成25年	↓	—	↓	↓	↓	—	↓	—	↓	—
平成26年	4.10月	+0.15月	4.10月	↓	1.50月	+0.15月	4.00月	+0.15月	4.00月	+0.20月
平成27年	4.20月	+0.10月	4.20月	↓	1.60月	+0.10月	4.10月	+0.10月	4.10月	+0.10月
平成28年	4.30月	+0.10月	4.30月	↓	1.70月	+0.10月	4.20月	+0.10月	4.20月	+0.10月
平成29年	4.40月	+0.10月	4.40月	↓	1.80月	+0.10月	↓	—	↓	—
平成30年	4.45月	+0.05月	4.45月	↓	1.85月	+0.05月	↓	—	↓	—
令和元年	4.50月	+0.05月	4.50月	↓	1.90月	+0.05月	↓	—	↓	—
令和2年	4.45月	▲0.05月	4.45月	2.55月	↓	▲0.05月	4.15月	▲0.05月	4.15月	▲0.05月
令和3年 (令和4年)	4.30月	▲0.15月	↓	↓	↓	—	4.00月	▲0.15月	4.00月	▲0.15月
令和4年	4.40月	+0.10月	4.40月	↓	2.00月	+0.10月				

※ 令和4年度の一般職  
については予定

## 令和3年度決算主要指標（普通会計）

## 市町別一覧表

(単位：百万円、%)

団体名	標準財政規模 ※臨時財政対策 債発行可能額含む		財政力指数		令和3年度決算		経常収支比率		基金残高		実質公債費比率		将来負担比率		ラスバイレス指数			
	順位	順位	順位	順位	実質収支	実質単年度収支	増減	順位	増減率	うち、財政調整基金	増減率	順位	増減	順位	増減	(R3.4.1)	増減	
1 神戸市	461,249	1	0.77	11	1,037	7,037	95.3	41	▲ 3.7	68,097	33.8	14,562	76.4	4.4	8	0.1	56.4	28 ▲ 5.2 100.2 ▲ 0.2
2 姫路市	127,239	2	0.87	4	5,496	2,663	83.6	5	▲ 3.6	49,965	9.2	14,525	7.4	3.0	4	0.1	19.1	19 18.2 101.2 ▲ 0.1
3 尼崎市	107,478	3	0.83	9	2,859	10,377	91.4	31	▲ 6.0	37,438	7.5	11,514	22.1	9.7	28	▲ 1.2	36.3	22 ▲ 15.1 98.3 0.1
4 明石市	67,466	5	0.76	12	1,593	430	91.5	32	▲ 2.7	15,235	5.7	10,105	9.3	3.6	6	0.2	22.0	20 ▲ 3.5 100.2 ▲ 0.1
5 西宮市	102,501	4	0.94	2	5,262	2,887	93.7	39	▲ 3.6	34,923	17.9	20,237	13.3	4.5	10	0.4	4.7	16 ▲ 1.6 101.5 0.1
6 洲本市	13,253	22	0.48	26	587	919	84.6	7	▲ 8.0	8,972	21.4	2,633	2.4	14.0	36	▲ 0.3	45.6	25 ▲ 17.2 99.9 0.3
7 芦屋市	23,448	12	1.02	1	3,591	3,162	92.0	34	▲ 4.9	15,043	11.0	8,943	15.1	6.3	18	▲ 1.1	83.4	36 ▲ 14.3 100.8 ▲ 0.4
8 伊丹市	44,761	8	0.81	10	1,105	1,575	89.2	25	▲ 4.0	25,324	26.3	5,892	18.6	4.5	10	▲ 0.6	▲ 55.3	1 ▲ 8.1 100.0 ▲ 0.1
9 相生市	8,680	30	0.55	23	466	504	92.0	34	▲ 7.2	3,164	16.7	1,876	27.9	14.0	36	▲ 0.5	66.7	32 ▲ 15.7 98.9 ▲ 0.4
10 豊岡市	28,364	10	0.38	32	1,696	749	92.0	34	▲ 2.9	21,138	3.6	5,594	4.9	14.1	38	0.3	56.2	27 ▲ 13.1 95.8 0.3
11 加古川市	52,980	6	0.89	3	297	127	88.1	22	▲ 5.7	22,916	8.0	6,608	1.6	1.8	3	▲ 0.2	▲ 27.2	1 0.1 100.5 ▲ 0.2
12 赤穂市	13,521	21	0.68	18	732	731	91.0	30	9.7	4,421	17.6	1,947	26.9	9.7	28	▲ 0.7	92.8	38 ▲ 18.1 96.9 0.1
13 西脇市	12,181	26	0.45	27	774	605	87.3	19	▲ 3.1	10,212	3.4	5,018	1.9	8.7	23	0.2	13.5	18 ▲ 7.4 99.1 0.1
14 宝塚市	48,258	7	0.86	5	2,383	1,629	92.1	37	▲ 3.3	12,824	19.1	6,418	13.4	4.1	7	0.4	11.7	17 ▲ 7.2 100.4 ▲ 0.5
15 三木市	19,811	16	0.69	16	937	891	87.6	20	▲ 7.1	6,059	12.7	2,482	1.9	4.6	12	1.1	35.3	21 ▲ 4.3 100.7 0.7
16 高砂市	22,225	13	0.86	5	2,067	1,352	88.8	24	▲ 1.8	8,037	8.2	3,949	11.2	4.4	8	▲ 0.4	72.4	34 1.6 99.5 ▲ 0.3
17 川西市	33,281	9	0.69	16	1,360	693	94.8	40	▲ 0.9	7,567	16.9	1,458	6.5	8.3	21	▲ 1.0	91.2	37 ▲ 10.2 97.4 ▲ 1.1
18 小野市	12,116	27	0.71	14	786	405	90.5	28	▲ 0.2	8,517	1.9	4,636	4.8	6.2	17	1.6	2.1	14 ▲ 3.6 100.3 0.0
19 三田市	23,836	11	0.86	5	896	801	92.1	37	▲ 2.1	9,031	10.6	3,906	10.6	6.1	15	0.1	▲ 32.4	1 ▲ 8.4 96.1 ▲ 2.1
20 加西市	12,455	25	0.65	21	989	1,529	90.4	27	▲ 3.5	8,402	54.3	3,256	61.2	8.5	22	0.4	4.5	15 ▲ 42.1 99.3 ▲ 0.5
21 丹波篠山市	14,479	20	0.42	29	501	64	87.8	21	▲ 4.4	4,979	8.6	1,913	13.0	14.9	40	▲ 0.7	106.9	40 ▲ 26.5 98.4 0.5
22 養父市	11,664	28	0.24	40	1,097	553	91.5	32	1.3	14,785	0.7	2,745	0.1	7.4	20	1.5	▲ 27.7	1 10.4 96.1 0.4
23 丹波市	21,457	15	0.43	28	1,942	971	87.2	17	▲ 4.4	16,678	6.8	5,500	0.2	6.1	15	0.4	▲ 27.5	1 ▲ 13.9 96.9 ▲ 0.4
24 南あわじ市	16,370	18	0.40	30	1,172	971	90.5	28	▲ 2.7	12,562	6.8	2,901	0.3	13.1	35	▲ 0.5	67.3	33 ▲ 17.1 98.6 0.5
25 朝来市	12,873	23	0.39	31	957	870	85.6	12	▲ 3.5	10,598	5.2	3,913	11.5	11.6	32	0.3	▲ 40.2	1 ▲ 20.4 97.1 0.0
26 淡路市	17,465	17	0.35	35	898	794	88.3	23	▲ 3.7	15,529	23.0	2,976	4.0	14.2	39	▲ 0.7	101.2	39 ▲ 39.7 98.3 ▲ 0.5
27 宍粟市	15,161	19	0.34	36	824	1,198	89.8	26	▲ 1.6	7,434	3.3	2,871	0.1	6.9	19	▲ 1.0	65.4	31 ▲ 18.3 97.2 ▲ 0.5
28 加東市	12,644	24	0.67	19	567	▲ 43	84.8	8	▲ 3.8	14,542	2.3	6,348	5.3	5.4	14	0.3	▲ 86.4	1 6.5 99.0 ▲ 0.2
29 たつの市	22,145	14	0.54	24	1,488	1,424	81.7	3	▲ 6.0	21,122	12.7	6,596	13.5	8.7	23	▲ 1.5	▲ 17.9	1 ▲ 29.8 99.4 ▲ 0.1
30 猪名川町	7,309	36	0.58	22	395	199	83.7	6	▲ 3.2	4,073	6.9	1,542	9.9	3.0	4	▲ 0.1	▲ 68.3	1 1.1 99.4 0.2
31 多可町	7,603	33	0.33	37	162	▲ 105	86.9	16	▲ 4.5	7,274	10.6	3,202	6.8	11.6	32	▲ 1.3	▲ 1.0	1 ▲ 23.1 99.1 0.4
32 稲美町	7,496	35	0.76	12	943	915	78.8	1	▲ 7.6	6,336	7.3	4,693	13.1	5.1	13	0.0	▲ 15.7	1 2.0 99.4 0.1
33 播磨町	7,574	34	0.85	8	847	376	86.7	15	▲ 5.4	6,385	13.7	3,796	32.5	0.0	1	0.1	▲ 83.3	1 3.5 99.1 ▲ 0.3
34 市川町	3,951	41	0.38	32	150	237	85.4	11	▲ 1.2	1,986	35.7	880	37.2	8.9	25	0.0	79.9	35 ▲ 13.2 97.5 ▲ 0.3
35 福崎町	5,787	38	0.70	15	252	329	85.8	13	▲ 2.6	2,197	29.2	1,633	24.7	9.8	30	0.0	60.3	29 ▲ 30.6 98.7 ▲ 0.7
36 神河町	5,449	39	0.37	34	177	279	85.3	10	▲ 6.5	4,244	19.5	1,768	27.3	12.5	34	▲ 1.9	36.9	23 ▲ 36.6 97.0 ▲ 0.7
37 太子町	7,848	32	0.66	20	507	397	85.9	14	0.9	4,086	19.3	2,764	21.1	9.6	27	0.1	40.2	24 ▲ 20.9 97.5 0.3
38 上郡町	5,249	40	0.51	25	354	375	87.2	17	▲ 5.7	936	18.4	573	35.0	15.6	41	▲ 1.5	139.0	41 ▲ 25.8 95.9 ▲ 0.3
39 佐用町	8,740	29	0.29	38	133	1,110	81.7	3	▲ 1.8	10,496	4.1	2,707	2.1	0.4	2	▲ 1.3	▲ 117.2	1 ▲ 32.7 96.4 0.0
40 香美町	8,572	31	0.23	41	543	463	81.6	2	▲ 4.6	7,237	7.3	3,900	11.4	9.0	26	▲ 0.6	49.7	26 ▲ 10.2 94.5 0.2
41 新温泉町	6,446	37	0.25	39	744	150	84.8	8	▲ 2.5	4,276	12.8	2,237	11.8	11.0	31	0.2	65.0	30 ▲ 24.9 95.8 ▲ 0.9